

国東警察署 速度取締り指針（令和5年）

速度取締り重点

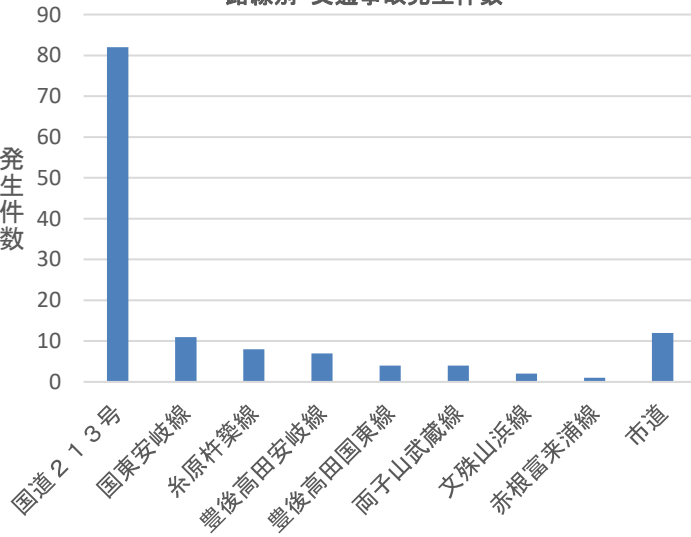
次の路線、時間帯を重点に速度取締り活動を推進します。
ただし、重点以外の路線、時間帯であっても、速度取締りを実施することがあります。

重点路線	区間	時間帯	規制速度
国道213号	全域	6:00～20:00	40～60 km/h

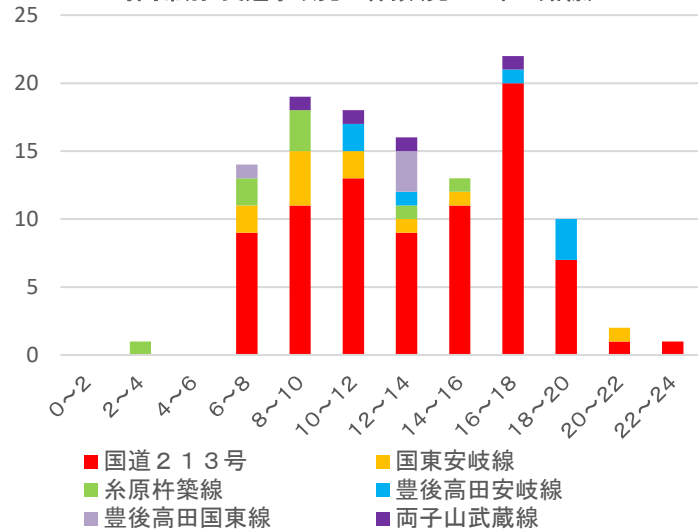
速度取締りの必要性について

国東警察署管内の交通人身事故の発生状況（平成30年～令和4年10月末現在）

路線別・交通事故発生件数



時間帯別・交通事故発生件数（発生上位6路線）



- 管内では上記期間中に164件の交通人身事故が発生しています。
- 人身事故の発生場所を路線別に見ると、多い順に、国道213号82件(50%)、県道国東安岐線11件(6.7%)、県道糸原杵築線8件(4.9%)、県道豊後高田安岐線7件(4.3%)、県道豊後高田国東線4件(2.4%)、県道両子山武蔵線4件(2.4%)となっており、本年においては、各路線とも減少傾向にあります。
- 事故発生の時間帯では、午前6時から午後8時までの間に間断なく発生しています。
- 交通人身事故の半数は国道213号上で発生しており、重点的に指導取締りを行う必要があります。

その他の交通指導取締り要点

- 重大事故に直結する横断歩行者妨害や信号無視、一時不停止等の交差点関連違反の取締りを強化します。
- 交通量が増える通勤通学時間帯を中心にキラキラ作戦、駐留監視を行い、「見せる見える呼びかける」活動を強化します。
- 各路線において、高齢ドライバー・歩行者に対する交通事故防止の注意喚起を強化します。
- 可搬式オービス等による交通取締りやパトカーによるパトロール活動等によって、登下校時の児童の安全を確保します。